### 新潟医療福祉大学動物実験指針

(目的)

第1条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、および文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」(平成18年)を踏まえ、新潟医療福祉大学(以下「本学」という。)において、科学的合理性を確保しつつ、動物愛護および動物実験の安全にも配慮した適正な動物実験の実施を遂行するため、定めるものである。

### (適用範囲)

第2条 この指針は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての 動物実験等に適用する。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 実験動物 動物実験の利用に供するために、施設で飼養または保管をしている哺乳類、 鳥類および爬虫類に属する動物(施設に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (2)動物実験 教育、研究またはその他の科学上のために実験動物を拘束し、またはこれら に何らかの処置を加えることをいう。
- (3) 施設 本学内の動物実験を目的として整備した実験室をいう。
- (4)動物実験管理者 実験動物および動物実験について十分な知識および経験を有する者であって、実験動物および施設の管理について、実質的な責任を持つ本学教員であり、前号の施設を利用する者の中から互選により定める。
- (5) 動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する本 学教員をいう。
- (7) 飼養者 動物実験管理者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に従事 する研究者および学生をいう。

(学長の責務)

- 第4条 学長は、本学における動物実験の実施に関する最終的な責任を有し、第1条の目的を 達成するため、規程を策定し、動物実験計画の承認、教育訓練その他の必要な措置を講じな ければならない。
- 2 学長は、動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験の実施のための改善措置を講じなければならない。

(動物実験委員会の設置および審査)

- 第5条 本学における動物実験を適正に実施するために新潟医療福祉大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、動物実験責任者の提出する動物実験計画を審査するものとする。

3 委員会は、学長の諮問に応えて、実験動物の飼育管理、飼育環境その他実験に関すること を審議する。

(施設および設備)

- 第6条 動物実験を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、繁殖、飼養および 保管については、原則として施設内において行うものとする。
- 2 実験動物の飼養設備は、動物の生理、生態および習性等に応じた適切なものでなければならない。

(教育訓練)

第7条 動物実験実施者は、動物実験の開始前に、動物実験の実施ならびに実験動物の飼養および保管を適切に実施するため、動物実験計画書作成方法、実験動物の選択から動物の取扱い方、飼養環境、飼養方法、安楽死法等についての教育訓練を受講するものとする。

(実験計画の立案と承認)

- 第8条 動物実験責任者は、動物実験の範囲を教育・研究に必要な最小限にとどめるため、実験動物を用いない実験系の検討や、適正な実験動物の選択、有効適切な動物実験方法の検討を行わなければならない。
- 2 動物実験責任者は、動物実験を行おうとするときは、あらかじめ動物実験計画書(別紙様式第1号)を学長に提出し、委員会の審査を経て承認を受けなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に当たっては、必要に応じて実験動物管理者の意見を求めたり、委員会の指導に従うなど、有効適切な実験計画の立案と実験の実施に努めなければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験動物の使用数の削減のため、動物実験等の目的に適した動物種の選定、必要最小限の動物数の利用を図らなければならない。
- 5 動物実験責任者は、動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分 配慮された実験方法を検討しなければならない。
- 6 動物実験責任者は、実験計画を終了または中止した場合は、動物実験終了報告書(別紙様 式第2号)を学長に提出するものとする。

(実験動物の導入、譲渡及び微生物モニタリング)

- 第9条 動物実験管理者は、動物実験責任者に、実験動物の導入に当たり、関連法令、指針に 基づき適正に管理され、微生物モニタリングの成績が公表されている機関から導入させなけ ればならない。
- 2 動物実験管理者は、定期的に本学動物実験室の微生物モニタリングを行い、その成績を委員会に報告しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、研究機関等から実験動物を導入するに当たり、その特性に関する情報、 微生物モニタリングの成績を示す書類を委員会に提出しなければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、譲渡先に、その特性に関する情報、本学動物実験室の微生物モニタリングの成績を提供し、関連書類の作成、確認に協力しなければならない。

### (実験動物の飼養管理)

- 第10条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者(以下「実験動物管理者等」という)は、協力し、施設、設備等の適切な維持管理に努め、適切な給餌、給水、環境条件の保全等の飼養管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者等は、協力し、実験動物導入時から実験終了時にいたるすべての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。 (実験操作)
- 第11条 動物実験責任者および動物実験実施者(以下「実験動物責任者等」という)は、科学的ならびに動物愛護の観点から適切な実験操作を施さなければならない。
- 2 動物実験責任者等は、研究の目的を損なわない範囲で、実験動物に疼痛や不安を与えない 実験方法の考案に努め、あるいは、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(実験終了後の処置)

- 第12条 動物実験責任者等は、実験を終了または中止した実験動物を処分するときは、できる限り苦痛を与えない方法で速やかに行わなければならない。
- 2 動物実験責任者等は、前項により処分された実験動物の死体等を速やかに冷凍庫に保管する等、焼却までの適切な処置を講じ、悪臭の発生、病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。
- 3 第1項によらず死に至った実験動物の死体等についても、前項と同様の処置を講じなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

- 第13条 物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれることのないよう十分な配慮をしなければならない。
- 2 危険物質および病原体を取り扱う動物実験を実施するときは、それぞれの危険物質について定められた施設、設備等を使用し、関係法令等に従わなければならない。

(自己点検および評価)

第14条 本学における動物実験の基本方針への適合性に関し、定期的に自己点検および評価 を実施するものとする。

(情報公開)

- 第15条 本学における動物実験に関する情報について、論文その他適切な手段により、情報 公開に努めるものとする。
- 第16条 この指針の改廃は、総務会および大学院委員会の議を経て、学長が行うものとする。

#### 附則

この指針は、平成13年9月26日から施行する。

## 附則

この指針は、平成23年10月5日から施行する。

# 附則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

# 附則

この指針は、2019年1月8日から施行する。